

流山市農業委員会
令和6年第3回
総会議事録

令和6年3月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和6年第3回総会議事録

- 1 期 日 令和6年3月11日(月)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 9番 石井 保
10番 岡田 長政
- 5 出席農業委員(委員12名)
 - 1番 鈴田 徹
 - 2番 矢口 優子
 - 3番 池田 操代
 - 4番 金子 文雄
 - 5番 鈴木 亨
 - 6番 金子 孝博
 - 7番 中嶋 清
 - 8番 小菅 康男
 - 9番 石井 保
 - 10番 岡田 長政
 - 11番 山崎 日出男
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
 - 1地区 藍川 治助
 - 2地区 森田 元彦
 - 1地区 染谷 文夫
 - 2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局次長 染谷 晃
事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 11 会議目次
 - 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) …… 1
 - 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について …… 4
 - 議案第14号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について …… 6
 - 議案第15号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について …… 7
 - 議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について …… 8
 - 議案第17号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定申請について …… 10
 - 報告第5号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について …… 12
 - 報告第6号 転用許可に伴う工事完了の報告について …… 12
 - 報告第7号 専決処理の報告について …… 13

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和6年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ、出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

9番 石井委員、10番 岡田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第17号「都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定申請について」までの6議案について御審議いただきたいと思っております。

また、報告事項といたしましては、報告第5号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第7号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

○水代会長 議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第12号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年3月11日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、茨城県土浦市にお住まいの方です。

申請地は、中野久木の現況畑3筆 合計転用面積1,317.35平方メートルです。

権利の種類は、所有権の移転で転用目的は診療所を建築するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の1ページと2ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の南西約1キロメートルに位置しています。

農地区分については、「水道管・下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれら施設を享受することができること。

また、申請農地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設が存在すること」から第3種農地と判断しました。

権利の種類は、売買による所有権移転で転用目的は診療所を建築しようとするものです。

権利者は、茨城県土浦市にお住まいの方で、年齢は66歳です。

また、権利者は茨城県土浦市に事務所を置く医療法人の理事長であり、この法人は平成9年に設立されています。

事業内容は、診療所の経営を行っております。

今回の申請内容は、土地の所有権を権利者である個人が取得したのち、建物等は、権利者が理事長を務める医療法人が建築するものとなっております。

申請理由については、流山市北部の人口に対して、診療科目皮膚科および小児科が不足していること。

また、車での通院が多く見込まれるため、多数の駐車場が確保でき、高台に立地し災害に強い場所を探していたところ、地権者の協力が得られたことから申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

鉄骨コンクリート造2階建の診療所とアスファルト舗装で、31台の駐車場を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、外周に2段から4段のコンクリートブロックを設置する計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透貯留槽を設置し、オーバーフロー分を前面のU字溝に排水し、汚水については前面道路の污水管へ排水するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺の北側と東側は道路、南側は山林、西側は畑となっています。

次に、資金計画ですが、土地の売買価格は約4,600万円、建設費が約4億5千万円の合計約5億円です。

土地については、自己資金で購入し、建設費等については、自身が理事長を務める法人の借入金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書と融資証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては都市計画法が該当し、現在手続き中です。

また、交通安全につきましては、近隣の学校と協議を行っていることを確認しています。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第6番(金子孝博委員) 土地の売買価格についてお聞きします。

○山崎委員長 土地の売買価格は約4,600万円です。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

◆第5番(鈴木委員) 東側の道路は、千葉県の所有道路ですか。

流山市道ではないのですか。

◎染谷次長 この用地は、千葉県所有で管理は流山市です。

◆第5番(鈴木委員) 図面では、側道の東側法面が千葉県所有だとすると、建物建築時の施工方法はどのようにしていくのですか。

◎事務局(染谷次長) 工事のやり方についてですが、現況の地盤に盛土等はせずに基礎を打っていくやり方です。

コンクリートの法面勾配は若干ゆるやかにすると聞いております。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第13号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和6年3月11日提出

今月の申請は、新規が1件、更新が1件です。

議案の1番の権利者は、流山市南にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、中野久木の田2筆 面積は合わせて2,062平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、流山市平方にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の畑1筆 面積は462平方メートルです。

利用権の設定期間は、相手を変更して更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が1件です。

1番ですが、本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は62歳です。

農業従事者は、3名で農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり草刈済みの状態でした。

次に2番ですが、本件については、相手を変更しての更新により6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は53歳です。

農業従事者は、4名で農業従事日数は300日です。

次に申請地につきましては、写真のとおりで休耕状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること。

従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、鈴木委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後3時16分 鈴木委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第13号の1番については、承認することに決定いたしました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後3時17分 鈴木委員入室)

○水代会長 次に、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第13号の2番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○**水代会長** 次に、議案第14号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の4ページをお開きください。

議案第14号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和6年3月11日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市上新宿にお住まいの方です。

申請地は、上新宿の登記地目 畑1筆 面積は105平方メートルで、変更後の地目につきましては宅地です。

現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図は、5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○**山崎委員長** 議案第14号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北西約700メートルに位置している土地であります。

申請者が昭和38年に相続により取得した土地で、平成4年ごろから配置図のように宅地として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成16年に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地として利用している状況を確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって

証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第14号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第15号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第15号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

令和6年3月11日提出

本案の農地につきましては、現在、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておりますが、ここで、20年間の適用期間の満了を迎えますことから、この農地の利用状況の確認について、管轄税務署である葛飾税務署から依頼があったものです。

今月の確認対象は1件です。

対象となった農地の相続人は、東京都葛飾区にお住いの方です。

確認のあった特例農地は、平成15年9月に相続した農地で西深井の田2筆 面積は合わせて1,530平方メートルです。

議案案内図につきましては、7ページにごございますので併せて御参照ください。

今月の相続税納税猶予特例農地の利用状況の確認は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第15号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告いたします。

本案につきましては、今回、1件 2筆の確認依頼があり、現地調査を実施し審議

を行いました。

対象農地の現地の状況であります、どちらも写真のとおり草刈済みの状態でありました。

また、土地所有者は相続人本人であること及び相続人が農業従事されていることを確認しました。

以上のことをもとに審査しましたところ、本案の利用状況の確認については、それぞれ相続人が自ら所有し、自ら農地として使用しているとして回答するという結論に達しました。

以上です。

よろしく御審議をお願いします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について「自ら所有し、自ら農地として使用している」として回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第15号については「自ら所有し、自ら農地として使用している」として、回答することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第16号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第16号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和6年3月11日提出

今月の願い出は1件です

申請者は、流山市長崎一丁目にお住いの方です。

申請地は、野々下三丁目の畑1筆 面積は1,847平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の父で、その方の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図につきましては、8ページにございますので併せて御参照ください。
御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第16号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。
はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の南約400メートルに位置している土地であります。
買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の父です。

従事日数は、生前の元気な頃は、年間300日程度農業に従事していたということ
です。

しかし、この方が昨年2月に亡くなり、農業経営の中心となる方が不在となったこ
とにより、申請地の農業経営が不可能となったため、相続人である申請者より証明
願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が
亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農
業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相
当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆(染谷推進委員) 対象地周辺の道路についてお聞きします。

流山市道は、ふれあいの森の右手前までと聞いています。

そうすると、今回の土地の出入りが大変難しいと考えられるのですが。

現在、近くで行う予定の宅地造成工事と関連がありますか。

◎事務局(染谷次長) 結論から申し上げますと、造成工事と一緒にには行わないそうで
す。

道路づきがよくなるので、こちらを利用して、開発できるのではないかというこ
とです。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員であります。
よって議案第16号については、証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 議案第17号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第17号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定申請について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定申請について審議を求める。

令和6年3月11日提出

本件の内容は、市街化区域内にある生産緑地の土地の貸借についてであります。補足ですが、平成30年に、市街化区域にある生産緑地の貸し借りをしやすくする、「都市農地貸借円滑化法」が施行され、生産緑地を利用集積のように期限付きで貸借することが可能となりました。

この法律による貸借は、事前に市長による事業計画が要件を満たしていることの認定が必要です。

そして、市長は事業計画の認定にあたり、農業委員会での決定を経る必要があります。

よって、今回の申請は、都市農地貸借円滑化法の規定により、農地の貸付け(今回は更新)にあたり、農業委員会の決定を求めるものです。

次に、申請内容についてですが、権利者は、松戸市幸田にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、芝崎にあります畑2筆 面積2,327平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページにごございますので、併せて御参照ください。

この貸借円滑化法による農地の貸借には、次の要件がございます。

都市農業の有する機能の発揮に、特に資する基準に適合する方法により、耕作の事業を行うこととなっており、この要件が別でお配りしている審査表にある基準に該当する必要があります。

また、その他の要件として周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないと認められること。

申請者が、その耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。

耕作の事業に必要な農作業に常時従事すること(年間150日以上)があり、これらにも該当することが必要です。

また、事業計画の認定を受けた事業者は、毎年農地の利用状況を市長(農業振興課)に報告する必要があります。

なお、皆さまのお手元には別紙でお配りしている「審査表」の基準1については、ハの③に該当し、流山市の基幹作物である枝豆を中心に作付けする計画です。

御説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第17号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約1キロメートルに位置している畑2筆 合計面積2,327平方メートルで生産緑地地区に指定されています。

本件については、更新により引き続き3年間の賃借権を設定しようとするものです。次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約2.1ヘクタールで農業従事者は4名です。

今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということです。

また、申請地では流山市の基幹作物である枝豆を中心に栽培するとのことであり、地域の特性に応じた作物の導入がされることを確認しております。

申請地の畑は、投影している写真のとおり作付け済みの状態でした。

なお、生産緑地の所有者である義務者については、農地を貸し付けた後も申請地周辺の草刈りや地元出荷組合との調整に年間40日程度従事するということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本事業計画については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により耕作を行うことが確認できており、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

私から、1点お聞きします。この方は継続ですね。

◎**染谷次長** はい、継続です。

3年前の農業員会総会で承認を得ております。

スクリーン画面で説明しますと、今回の申請地は、(スクリーン画面)この網掛け部分で、枝豆を主に策付けしたいとのこと。

こちらについては、生産緑地に指定されており、都市農地円滑化法の承認を受けることとなります。

ほかの農地については、生産緑地地区の指定を受けていない市街化農地であり、農地法第3条の許可を受けて耕作をしております。

○**水代会長** ほかに御質問ございませんか。

◆**第4番(金子文雄委員)** その土地の所有者は同じ方ですか。

◎**事務局(染谷次長)** 農地法第3条で許可を得た土地の所有者は、別の方です。

○**水代会長** ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○**水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第17号については、承認することに決定いたしました。

○**水代会長** 次に、報告第5号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の8ページをお開きください。

報告第5号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和6年3月11日報告

今月の生産緑地の斡旋依頼は1件です。

令和6年1月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で御承認をいただきました方の農地です。

議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についての御報告は、以上です。

よろしくお願いたします。

○**水代会長** ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第6号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第6号

転用許可に伴う工事完了の報告について
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和6年3月11日報告

今月の工事完了報告は2件です。

1番は、令和5年3月から5月の総会で審議がなされ、令和5年6月21日付けで、許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の11ページと12ページにございます。

こちらにつきましては、2月5日に第3小委員会の委員の皆様にご確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。

続いて10ページをお開きください。

2番から14番については、同一案件のため一括して御説明いたします。

令和3年2月の総会で審議がなされ、令和3年2月19日付けで一時転用の許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の13ページと14ページにございます。

こちらにつきましては、2月20日に金子孝博委員と小菅委員にご確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

◆第6番(金子孝博委員) 水路の壊れたところについて、連絡がありましたか。

◎染谷次長 代理人に水路の破損について、お伝えして対応を求めました。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 最後に、報告第7号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第7号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月11日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、3件 12筆 合計面積5,080.75平方メートルです。

次に、2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、5件 9筆 合計面積5,498平方メートルです。

次に、3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、3件 6筆 合計面積864平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が5件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が3件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は、以上です。よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和6年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございます。

△閉会 午後3時51分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和6年3月11日

流山市農業委員会長 水沢啓司

流山市農業委員会委員 石井保

流山市農業委員会委員 岡田長政